破産手続廃止

平成２９年（フ）第３０９号
栃木県大田原市市野沢14番地１
破産者　齋藤　浩明
１　決定年月日　平成29年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３号
山梨県上野原市上野原599番地
破産者　株式会社ダイニング文の城
１　決定年月日　平成29年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第５３３３号
東京都練馬区豊玉南３丁目30－８－Ａ－１
破産者　芳澤　信幸
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０２号
横浜市南区清水ケ丘170番地
破産者　株式会社田中設備
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３０８号
横浜市西区岡野１丁目12番17号
破産者　株式会社グラントパーズ
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６０号
川崎市麻生区下麻生３丁目19番22号、登記簿上の本店所在地神奈川県川崎市麻生区下麻生550番地１
破産者　株式会社日本エアーカーゴ東京
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７６１号
神奈川県綾瀬市寺尾中２丁目３番１－505号
破産者　株式会社ＩＣＭ
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４８号
相模原市南区上鶴間７丁目８番１－204号
破産者　株式会社ベレックス
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０３４号
名古屋市名東区平和が丘５丁目30番地
破産者　株式会社ミナス
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４５号
愛知県春日井市東山町４丁目10番５号
破産者　桃花興業株式会社
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８３号
和歌山県橋本市隅田町垂井581番地
破産者　株式会社仲山建設
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４０号
岡山県玉野市田井２丁目14番18号
破産者　津島　泰弘
１　決定年月日　平成29年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３号
茨城県龍ケ崎市川原代町2810番地
破産者　寺田設備工業株式会社
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３５号
東京都町田市金井２丁目28番地16
破産者　ハセコー株式会社
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９２０号
東京都武蔵村山市岸１丁目43番地の９コーポ丸喜203号
破産者　江後田隆一
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４９４号
川崎市宮前区野川323番地１
破産者　株式会社テレビカメラ研究所
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
三重県鈴鹿市西條町423番地１
破産者　株式会社ジェダイ
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５５号
三重県鈴鹿市住吉１丁目１番８号　グランドパレス305
破産者　前川　雅哉
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番９－301号、開始決定時の住所兵庫県西宮市高須町１丁目４番２－101号
破産者　Ｔａｔｓｕ－ｔｅｃこと　滝畠　達之
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１６号
岡山県赤磐市桜が丘西３丁目１番７
破産者　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｆａｃｔｏｒｙ　ＡＱ　ＵＡ株式会社
１　決定年月日　平成29年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部